

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第81号	
事故等種類	乗用車損傷	
発生日時	平成21年9月27日（日） 17時40分ごろ	
発生場所	沖縄県石垣港西防波堤灯台から真方位055° 820m付近 (概位 北緯24° 20.4′ 東経124° 08.8′)	
事故等調査の経過	平成21年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	遊漁船 ^{シーフアイター} SEAFIGHTER、1.9トン	
船舶番号、船舶所有者等	296-21883 沖縄、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	乗用車屋根凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか釣り客2人が乗船し、遊漁を終え、マリーナの岸壁に着岸する際、前進の速力を止めようとして、船外機のクラッチを後進に入れて速力を減じようとしたが、クラッチを前進から後進に入れることができず、前進の速力を減じることができないまま、海面から1.2mほどの高さの同岸壁を乗り越え、平成21年9月27日17時40分ごろ、本船の船首船底が、停車していた乗用車の屋根に当たった。その後、本船は、すぐにエンジンを停止して、海面まで滑り落ちた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約6.9m/s、視界 良好 海象：港内穏やか、潮汐 下げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、マリーナの岸壁に着岸作業中、船外機のクラッチを前進から後進に入れることができなかつたものと考えられる。 クラッチは、切換弁の固着、電気系統の不具合などにより、前進から後進に入れることができなかつた可能性があると考えられるが、明らかにすることができなかつた。 船長は、船外機の点検・整備を適切に行っていなかつた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船がマリーナの岸壁に着岸作業中、船外機のクラッチが前進から後進に入らなかつたため、前進速力を減じることができずに岸壁を乗り越え、停車していた乗用車の屋根に当たったことにより発生したものと考えられる。	